

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 7 | 法人住民税に関する事務 基礎項目評価書【令和元年5月31日終了】(個人番号の利用はないため) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

法人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和1年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 法人住民税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法(昭和25年法律第226号)及び八女市税条例(昭和29年条例第17号)に基づき、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所若しくは事業所を有しないものに市民税を賦課し、及び徴収し、並びに法人からの申請により市民税の減免を行う事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①法人市民税に係る税額の決定又は更正、納税通知書の送達及びその徴収 ②法人市民税の減免</p> |
| ③システムの名称 | ・Acrocity法人住民税 ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバー |

2. 特定個人情報ファイル名

法人住民税情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|------------------------------|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の第16の項並びに地方税法等 |
|--------|------------------------------|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号 別表第二の27,28,29の項並びに地方税法等 | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|---------|
| ①部署 | 市民部 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|------------------------|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 請求先 総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp |
|------------------------|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 市民部税務課市民税係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1113 メールアドレス:zeimu@city.yame.lg.jp |
|-----|---|

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年6月1日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|--|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年6月1日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|--------------------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|--------------------------------------|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|--|--------------|---|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | [○] 委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | [○] 提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |

变更箇所